

公 示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和元年5月9日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職 理事 田中 勝英

1. 公募内容

(1) 件名

石綿健康被害救済制度に係る手引き等の印刷業務

(2) 当該招請の趣旨

石綿健康被害救済制度では、制度を利用する申請（請求）者を対象に申請・請求手続き等を案内するための手引き、医師、医療機関等を対象に医学的資料や医学的判定の考え方等を説明する医師向け手引き及び制度周知等に使用するためのパンフレット等を印刷して使用している。

この印刷物に制作にあたっては、最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定。以下「基本方針」という。）に適合した印刷用紙を使用することとしているが、昨今の国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い、基本方針に適合した用紙の入手が困難な状況にあるため、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者であった場合はその者との契約手続に移行する。応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、一般競争入札（最低価格落札方式）の手続に移行することとし、応募要件を満たすと認められる者全てに対し、入札書の提出を要請する予定である。

(3) 契約期間

契約締結の日～令和元年7月31日

2. 応募要件に関する事項

(1) 公募に応募することができない者

- ① 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 取扱細則第5条の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者など

- (2) 平成 31・32・33 年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、物品の製造等の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (3) 募集要領、契約書（案）、仕様書及び本件に必要なその他の書類（以下「募集要領等」という。）の交付を受けた者であること。
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (5) 個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること。（非該当項目を除く。）
- (6) 基本方針に適合した印刷を実施可能であり、事前に仕様書記載の印刷物の制作に使用する資材を資材確認表に記載して提出することができる者であること。

3. 契約条項を示す場所、募集要領等の交付場所及び問合せ先等

- (1) 契約条項を示す場所、募集要領等の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 9 階

独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部企画調整課 富永、佐々木
e-mail i-kikaku@erca.go.jp

電話 044-520-9614 FAX 044-520-2193

- (2) 募集要領等の交付期間

本公示の日から令和元年 5 月 24 日（金曜日）における平日 10 時 00 分～17 時 00 分の時間帯（但し、12 時 00 分～13 時 00 分は除く）とする。

なお、電子メールによる募集要領等の交付を受けようとする時は、令和元年 5 月 24 日（金曜日） 17 時 00 分までに、上記（1）のメールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。後日、当機構から募集要領等一式のデータを交付する。

〈必要事項〉

メール件名：【募集要領等希望】石綿健康被害救済制度に係る手引き等の印刷業務

本文： ①会社名

②所属部署

③担当者名

④郵便番号・住所

⑤メールアドレス

⑥電話番号

⑦FAX番号

⑧募集要領を希望する公示の名称

電子メールを送受信する環境が無い場合には、令和元年 5 月 24 日（金曜日）までの平日 10 時 00 分～17 時 00 分の時間帯（但し、12 時 00 分～13 時 00 分は除く）に、上記（1）の問合せ先に FAX で上記必要事項を連絡すること。後日、当機構から FAX もしくは郵送で募集要領等一式を交付する。

4. 参加意思確認書の提出期限等

令和元年5月24日（金曜日）17時00分まで

（ただし、郵送する場合には期限までに当機構に必着。書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー9階

独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部企画調整課 富永、佐々木

電話 044-520-9614 FAX 044-520-2193

5. その他

(1) 公募及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金に関する事項

免除する。

(3) 応募者に要求される事項

参加意思確認書の審査結果通知日までに契約担当職理事から参加意思確認書に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行うこととなった場合には、平成31年5月27日17時までにその旨を連絡する。

6. 契約情報の公表について

(1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、入札又は契約の締結をもって、契約情報の公表について同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就

職していること。

- 2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(注) 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

- 2) 当機構との間の取引高

- 3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- 4) 一者応札である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

- 1) 契約締結日時点でお仕事している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月に締結した契約については原則93日以内）

（3）「資格停止措置等」の公表

取扱細則第5条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。